

自衛隊統合達第15号

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号。以下「事務官等訓令」という。）第13条及び自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。）第19条の規定に基づき、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊に勤務する隊員の勤務時間及び休暇に関する達を次のように定める。

平成20年3月25日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に勤務する隊員の勤務時間及び休暇に関する達

改正	平成21年3月18日	自衛隊統合達第3号
	平成22年3月25日	自衛隊統合達第8号
	平成23年3月28日	自衛隊統合達第6号
	平成24年8月1日	自衛隊統合達第10号
	平成26年3月26日	自衛隊統合達第13号
	平成27年9月29日	自衛隊統合達第9号
	平成28年4月4日	自衛隊統合達第5号
	平成30年3月30日	自衛隊統合達第21号
	令和元年6月24日	自衛隊統合達第3号
	令和2年3月31日	自衛隊統合達第3号
	令和2年12月14日	自衛隊統合達第9号
	令和4年3月16日	自衛隊統合達第2号
	令和5年4月21日	自衛隊統合達第3号

（趣旨）

第1条 この達は、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における隊員の勤務時間及び休暇の取扱いの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。

- （1）非常勤の隊員 隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号。以下「一般基準訓令」という。）第12条の2第1項に規定する非常勤の隊員をいう。
- （2）事務官等 事務官及び技官であって、非常勤の隊員以外の者をいう。
- （3）期間業務隊員 一般基準訓令第12条の2第2項に規定する期間業務隊員をいう。
- （4）交代制勤務者 自衛官訓令第9条第9項に規定する通常の日課によらないで別

の日課を定めて勤務させる自衛官をいう。

(勤務時間の統一)

第3条 統合幕僚監部に勤務する事務官等の勤務時間の割振りは、自衛官の日課の例によるものとする。

(非常勤の隊員の勤務時間管理)

第4条 統合幕僚監部に勤務する非常勤の隊員のうち、期間業務隊員の勤務時間の割振りは、自衛官の日課の例によるものとし、その他の非常勤の隊員の勤務時間の割振りは、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第44条に規定する勤務時間の4分の3を超えない範囲で休暇承認権者が定めるものとする。

(交代制勤務者の勤務時間管理)

第5条 交代制勤務者の勤務時間は、運用部長及び自衛隊サイバー防衛隊司令の定めるところによる。

(休暇承認権者)

第6条 休暇承認権者は、事務官等訓令第2条の2及び自衛官訓令第12条に規定する所属長並びに事務官等訓令第8条第1項に規定する指定部課長によるほか、次の表の右欄に掲げる者については、それぞれ左欄に掲げる者とする。

(統合幕僚監部)

統合幕僚長	統合幕僚副長、総括官、部長、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官、首席後方補給官
部長	副部長、課長
課長	調整官、室長、班長
首席参事官、参事官、報道官、首席法務官、首席後方補給官(以下「各官」という。)	その部署に所属する者
室長、班長(各官に所属する者を除く。)	その部署に所属する者

(統合幕僚学校)

統合幕僚長	学校長
学校長	副校長
副校長	企画室長、課長、国際平和協力センター長
企画室長、課長、国際平和協力センター長	その部署に所属する者

(自衛隊サイバー防衛隊)

統合幕僚長	司令
司令	副司令、隊長、科長、隊本部付隊員
隊長、科長	その部署に所属する者

2 休暇承認権者に事故がある場合には、当該所属長に代理者があるときはその代理者が、代理者がいないときはあらかじめ当該所属長が指名した者が、所属長が指名した者もないときには当該所属長の上司又はその上司が指名した者が休暇の承認に

関する事務を行うものとする。

(営舎内居住の自衛官の休暇証)

第7条 自衛官訓令第17条に規定する休暇証の様式は、別紙様式のとおりとする。

#### 附 則

- 1 この達は、平成20年3月26日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に使用されている休暇簿は、これを使用することができる。

附 則 (平成21年3月18日自衛隊統合達第3号)

- 1 この達は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に使用し、又は使用するために保管されている改正前の年次・特別・病気休暇申請書、休暇証、振替(代休)管理簿、休暇の代休日指定簿及び休暇簿は、なお当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成22年3月25日自衛隊統合達第8号)

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日自衛隊統合達第6号)

この達は、平成23年3月28日から施行する。

附 則 (平成24年8月1日自衛隊統合達第10号)

この達は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日自衛隊統合達第13号)

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則 (平成27年9月29日自衛隊統合達第9号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月4日自衛隊統合達第5号)

この達は、平成28年4月4日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日自衛隊統合達第13号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月24日自衛隊統合達第3号)

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日自衛隊統合達第3号)

この達は、令和2年4月1日から施行する

附 則 (令和2年12月14日自衛隊統合達第9号)

この達は、令和2年12月14日から施行する

附 則 (令和4年3月16日自衛隊統合達第2号)

この達は、令和4年3月17日から施行する

附 則 (令和5年4月21日自衛隊統合達第3号)

この達は、令和5年4月21日から施行する

別紙様式（第7条関係）

休 暇 証

所 属

階 級

氏 名 令和 年 月 日 時から

期 間 令和 年 月 日 時まで

上記の者に対し休暇を承認する。

令和 年 月 日

所属長